

令和3年度  
菊陽町排水設備工事  
指定工事店手引書



下水道協会マスコットキャラクター「スイスイ」

菊陽町土木部下水道課

# 目 次

第 1 章	菊陽町排水設備工事指定工事店について	1
第 2 章	排水設備工事の手続きについて	3
第 3 章	排水設備等工事の設計・施工について	6
第 4 章	その他注意事項について	1 2
第 5 章	排水設備等工事の設計図記号例について	1 3
第 6 章	排水設備工事指定工事店の反則処分について	1 4
第 7 章	菊陽町下水道事業に係る制度の概要	1 6

# 第1章 菊陽町排水設備工事指定工事店について

(菊陽町下水道条例、菊陽町排水設備工事指定工事店規則抜粋)

## 1 排水設備指定工事店の指定

- ・排水設備等の新設等の工事は、町長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。
- ・指定工事店の**指定の有効期間は、指定を受けた日から5年とする。**
- ・指定の有効期間満了に際し、**引き続き指定を受けようとするときは、有効期間の満了の1ヶ月前までに申請書を提出**しなければならない。

## 2 指定の基準

- ・熊本県内に営業所がある者であること。
- ・**専属の責任技術者を有する者であること。**
- ・規則で定める機械器具を有する者であること。
- ・次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
  - イ 指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しないもの
  - ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるもの
  - エ 法人であって、その役員のうちアからウまでのいずれかに該当する者があるもの
- ・その他町長が必要と認める条件を備えていること。

## 3 排水設備工事責任技術者

指定工事店は、営業所ごとに、次に掲げる職務をさせるため、排水設備工事責任技術者を専属させなければならない。

- ・排水設備等の新設等の工事に関する技術上の管理
- ・排水設備等の新設等の工事に従事する者の技術上の指導監督
- ・排水設備等の新設等の工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令に適合していることの確認
- ・工事完了検査の立ち会い

#### 4 変更・廃止等の届出

- ・次の事項に**変更があったときは、その旨を町長に届け出なければならない。**
  - ア 指定工事店の名称若しくは所在地又は法人にあっては、その代表者の氏名
  - イ 法人にあっては、その役員の氏名
- ・変更の届出をしようとする者は、**変更があった後、直ちに届出書に次に掲げる書類を添えて、これを町長に提出しなければならない。**
  - ア 工事店の名称、所在地又は代表者の氏名に変更があった場合には、個人にあっては住民票の写し若しくは外国人登録証明書及び指定証、法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに指定証
  - イ 役員の氏名に変更があった場合には、登記事項証明書及び誓約書
  - ウ 排水設備等の新設等の工事の**事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、直ちに届出書を町長に提出しなければならない。**この場合において、事業の廃止の届出書には、指定証を添付しなければならない。

#### 5 事故の報告等

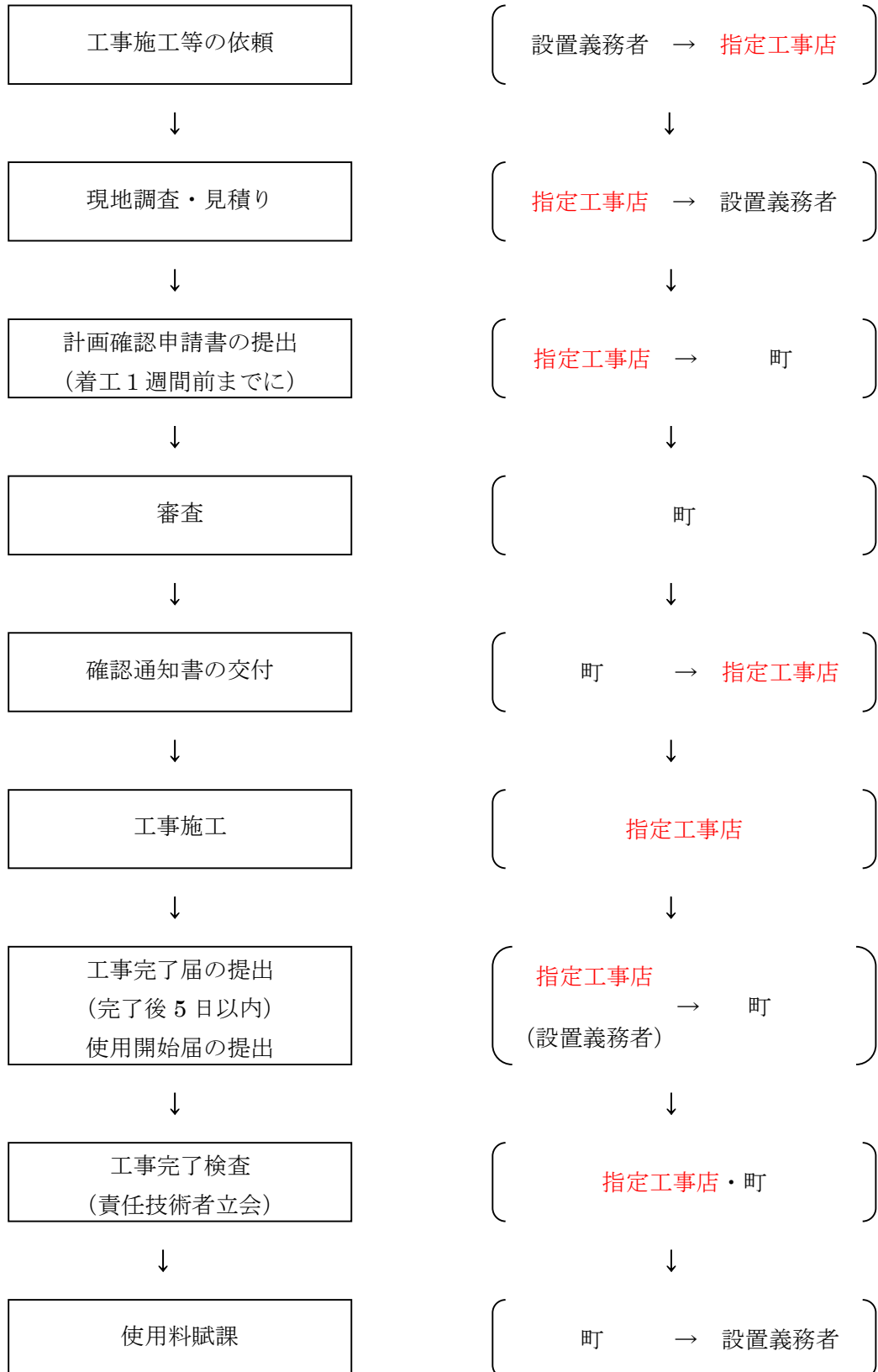
指定工事店は、工事施工に当たり、公衆に危害を及ぼし、又は公共の施設その他に損害を与える等の事故が発生したときは、直ちに応急措置をとるとともに、町長に通報し、事故報告書を提出しなければならない。生じた損害又は補修については、すべて指定工事店において負担するものとする。

#### 6 指定工事店の責務及び遵守事項

- ・指定工事店は、下水道に関する法令、条例、規則が定めるところに従い適正な排水設備工事の施工につとめなければならない。
- ・指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - ア 工事施工の申し込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒まないこと。
  - イ 工事は、適正な工費で施工し、また、工事契約は、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示すこと。
  - ウ 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせないこと。
  - エ **自己の名義を他の業者に貸与しないこと。**
  - オ 工事は、排水設備工事の計画に係る町長の確認を受けた後に着手すること。
  - カ 工事は、責任技術者の技術上の管理下においてでなければ設計及び施工しないこと。
  - キ 工事完了検査の結果、不良と認められる箇所については、町長が指定する期間内にこれを改造すること。
  - ク 工事の完了後1年以内に生じた故障等については、天災地変又は使用者の責に帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修すること。
  - ケ 災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して町長から協力の要請があった場合には、これに協力するよう努めること。

## 第2章 排水設備工事の手続きについて

### 1 排水設備設置までの流れ



## 2 事前調査・見積

排水設備工事の計画・設計に際しては、次の事項について事前調査をすること。

- ・ 施工場所が処理区域であるかの確認
- ・ 公共マスの設置の有無と深さ、形状の確認

(留意点)

- ①公共マスの設置については、申請から3~4ヶ月程度かかります（国県道沿いの場合はさらにお時間をいただく場合があります）。
- ②公共マスの設置申請が、下水道使用開始予定年月日（竣工年月日）まで3ヶ月未満で提出されるケースが頻発しております。町としてもその対応に苦慮するばかりか、施主及び工事店にも不利益が生じる恐れがあります。現地確認を徹底のうえ早期提出をお願いします。
- ③公共マスがコンクリートのマスだった場合は、取り替える必要がありますので事前にご連絡ください。

- ・ 施工場所に適応した材料の選定及び有効かつ経済的な配管方法
- ・ 他人所有の土地や他人が設置した排水設備に接続する場合の権利の調査及び同意の確認
- ・ 建物の位置、公道、私道、隣地の境界確認

## 3 排水設備計画確認申請書の提出 ※記入例参照

- ・ 排水設備の工事を行う場合は、必ず工事の着工1週間前までに必要書類を提出（郵送可）すること。
  - ・ 申請書2部（内1部コピー可）、排水設備確認台帳、縦断図、位置図を提出すること。
  - ・ 浄化槽からの切り替えの場合は、浄化槽廃止届を2部（コピー不可）提出すること。
  - ・ すでに下水道接続済である家屋を建て替え、工事期間中に下水道を使用しない場合は、下水道使用休止届を提出すると工事期間中のみ休止することができる。
  - ・ 設置場所の状況等により規定どおりの施工が困難な場合は、事前に下水道課と打ち合わせること。
  - ・ 飲食店等で阻集器具（グリーストラップ等）を設置する場合は、阻集器の構造図・容量算定計算を添付すること。
  - ・ 上水道以外の地下水を使用する場合は、量水器を設置すること。
- ※提出があった申請書類は下水道課で審査し、法令等の規定に適合すると認められる場合は確認通知書を各工事店へ郵送します。

## 4 工事の施工

工事は確認通知書を受領してから施工すること。受領する前に施工していた場合は違反行為となるため注意すること。

## 5 工事完了届・下水道使用開始届の提出 ※記入例参照

- ・工事が完了した場合は、**必要書類を提出**すること。
- ・工事完了届、使用開始届、排水設備確認台帳、縦断図、位置図を提出すること。
- ・完了届は検査日が確定していない場合でも、**工事完了後5日以内に提出**すること。
- ・下水道（農業集落排水施設）使用開始届は必ず**施主引渡し前に提出**すること。

※提出が遅れると下水道使用料の徴収漏れの原因になるため。

## 6 工事完了検査

- ・新築の場合は施主**引き渡し前に検査を受ける**こと。
- ・検査には責任技術者が立ち会うこと。
- ・検査時に手直し指示や書類の訂正があった場合は早急に対応すること。
- ・原則給水（大津菊陽水道企業団）と併せて検査を行うため、検査日の調整を行うこと。
- ・浄化槽からの切替等で既に入居者がいる場合は、事前に入居者に連絡しておくこと。（通水検査を行うため。）

## 第3章 排水設備等工事の設計・施工について

### 1 排水管

#### (1) 排水管の最小管径と勾配について

汚水のみを排除する排水管の管径及び勾配は、次の場合を除き表-1の排水人口により決定する。

- ・一つの建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3m以下のものの管径は75mm（勾配100分の3以上）とすることができる。
- ・改築において建築物と排水管の間隔が1m以内の時は、排水枝管と同一径（内径50mm以上）とすることができる。
- ・敷地形状や起伏等でやむを得ず上記の管径・勾配がとれない場合は、所要の流速・流量が得られるよう管径・勾配を選定する。
- ・床下集合配管（排水ヘッダー）を使用する場合は、維持管理を行うにあたって、十分なスペースと点検口を設けるとともに、排水設備確認台帳にその位置を明記すること。

表-1

排水人口（人）	管径（mm）	勾配
150未満	100以上	100分の2.0以上
150以上300未満	125以上	100分の1.7以上
300以上500未満	150以上	100分の1.5以上
500以上	200以上	100分の1.2以上

#### (2) 管内流速について

管内流速は、管内の掃流力を考慮して0.6～1.5m/秒の範囲内とする。ただし、やむを得ない場合は、最大流速を3.0m/秒とすることができる。

#### (3) 管種について

- ・管種は硬質塩化ビニル管の**薄肉管（VU管）**を使用する。ただし、土被りが浅い等、外圧の大きい場合は一般管（VP管）を使用する。
- ・上記のビニル管に使用する継手はVU管にはVU継手、VP管にはDV継手とする。

#### (4) 土被りについて

- ・宅地内では**20cm以上**を標準とする。なお、振動・荷重等を考慮し必要ある場合はそれに耐え得る管種を選定するか、防護を施するものとする。（※原則として露出配管は禁止）
- ・私道内では**45cm以上**を標準とする。



### (5) 掘削底面について

- ・掘削底面は、掘りすぎ、こね返しがないようにし、管のこう配に合わせて仕上げる。
- ・地盤が軟弱な場合は、砂利等で置き換え目つぶしを施して十分突き固め、不同沈下を防ぐ措置をする。特に必要な場合は、コンクリート等の基礎を施す。

### (6) 埋め戻しについて

管上 10 cm までは山砂、残りは良質土で、管の両側を均等に突き固めながら入念に埋め戻す。

## 2 小口径マス（汚水マス）

### (1) 小口径マスの設置箇所について

- ・排水管の起点
- ・排水管の屈曲点
- ・排水管の合流点
- ・排水枝管との合流点
- ・管路の延長が、その内径の **120 倍を超えない範囲**において管路の維持管理上、適切な箇所
- ・排水管路に落差を設ける必要のある箇所
- ・排水管径及び勾配が著しく変化する箇所

### (2) 小口径マスの材質・形状・大きさについて

- ・材質は、排水管及び蓋と接着接合ができる硬質塩化ビニル製とする。
- ・汚水マスは円形（マス本体はVU管）とし、マス口径は表-2 によるものとする。

表-2

排水管径 (mm)	マスの口径 (mm)
75	125
100	150
125	200
150	200

### (3) 蓋の材質・構造・表示について

- ・マス本体と接着接合ができる硬質塩化ビニル射出成形品とする。
- ・オス型の臭気もれのない密閉構造で表面に突起がなく、器具により開閉できるワンタッチ方式のものとする。
- ・蓋の表示は「汚水」とする。

#### (4) マスの選択について

- ・排水管路に落差を設ける場合は、ドロップ（DR）を使用する。
- ・トイレの排水には、起点の場合はストレート（ST）又は 45 度曲り（45L）を使用し、**合流点の場合は**汚水の逆流を防止するため **45 度合流段差付（45YS）**を使用すること。ただし、施工上やむを得ない場合は、90 度曲り（90L）・45 度合流（45Y）を使用する。

### 3 小口径トラップマス

#### (1) 小口径トラップマスの設置個所について

- ・排水設備から臭気が屋内に侵入するのを防止するために原則として器具トラップを設置するものとするが、既設排水設備への器具トラップ取付工事が、技術的困難な場合は小口径トラップマスを設置する。
- ・**二重トラップとしてはならない。**（器具トラップを有する排水管は小口径トラップマスに接続しない。）

#### (2) 小口径トラップマスの材質・形状・大きさについて

材質・形状・大きさは、小口径マスと同一とする。

#### (3) 小口径トラップマスの構造について

- ・小口径トラップマスのマス底部とUトラップが連結され、マス内部よりUトラップ部の点検清掃ができる構造であること。
- ・小口径トラップマスに用いるUトラップの口径は 75 mm以上、封水の深さは 5 cm以上 10 cm以下とする。
- ・小口径トラップマスには、原則として掃除口を設けるものとする。
- ・建物からの排水口と小口径トラップマスとの距離が離れている場合（2m以上）には、できるだけ建物の近くに掃除口を設けるものとする。

### 4 蓋及び掃除口の防護

- ・車両等の荷重がかかる箇所には簡易な保護鉄蓋を使用するものとする。
- ・**トラック等の重車両が出入りする通路、駐車場には保護鉄蓋を使用**するものとする。
- ・保護鉄蓋の表示は「汚水」とする。
- ・保護鉄蓋内に使用する内蓋は、握手付き密閉内蓋を使用する。
- ・砂利敷のままの駐車場などは、小口径マス及び掃除口の蓋は鋳鉄製を用い、その外側にその径の 2 倍以上の径、厚さ 10 cm以上のコンクリート保護を行うものとする。

## 5 阻集器

下水道施設の機能を著しく妨げ、又は排水管等を損傷するおそれのある物質あるいは危険な物質を排水する場合は、阻集器を設ける。

### (1) グリース阻集器

営業用調理場など油脂類を多量に流出する場合に設ける。

### (2) オイル阻集器

給油場等次に示すガソリン、油類の流出する場合に設ける。なお、オイル阻集器に設ける通気管は、他の通気管と兼用にせず独立のものとする。

※設置場所

- ・ガソリン供給所、給油場
- ・ガソリンを貯蔵しているガレージ
- ・可燃性溶剤、揮発性の液体を製造又は使用する工場、事業場
- ・その他自動車整備工場等機械油の流出する事業場

### (3) サンド阻集器及びセメント阻集器

排水中に泥、砂、セメントなどを多量に含むときに設ける。底部の泥だめの深さは、150 mm以上とする。

### (4) ヘア阻集器

理髪店、美容院等の洗面、洗髪器に取り付ける。

### (5) ランドリー阻集器

営業用洗濯場等に設ける。

### (6) プラスタ阻集器

外科ギブス室や歯科技工室など、プラスタ（石膏）、貴金属等の不溶性物質を流出する場合に設ける。

(留意点)

- ・阻集器を設置する位置は、容易に維持管理ができ、有害物質を排出するおそれのある器具又は装置のできるだけ近くに設置する。
- ・阻集器には、**分離を必要とするもの以外**の下水を混入させないものとする。
- ・阻集器は原則としてトラップ機能を有するものとする。これに器具トラップを接続すると、二重トラップとなるおそれがあるので十分注意する。なお、トラップ機能を有しない阻集器を用いる場合は、その阻集器の直近下流にトラップを設ける。
- ・トラップの封水深は、5 cm以上とする。
- ・阻集器の維持管理を定期的に行うよう使用者に伝えること。

## 6 既設排水設備

浄化槽からの改造工事等、既設の排水管や汚水マスがある場合、上記の規定に相違なければ、**自己責任の下**でそれを使用することができる。ただし、**破損等がないか十分確認**すること。

## 7 公共マスへの接続

公共マスへの接続にホルソーを使用した場合、受け口をしっかり固定する。

## 8 汲取り便槽処理

汲取り便所を水洗便所に改造する場合は、原則撤去する。撤去出来ない場合は、便槽内の「し尿」を完全に汲取り、消毒のうえ、便槽の底を取り壊し、山砂にて埋め戻すこと。なお、汲取り費用は申請者の負担とする。

## 9 浄化槽処理

- ・ 不要になった浄化槽は、**産業廃棄物**として撤去する。
- ・ 浄化槽を再利用して雨水を一時貯留し、雑排水用（庭の撒水、防火用等）その他に使用する場合はし尿のくみ取り、清掃、消毒を行うとともに、貯留槽としての新たな機能を保持するため次の事項に留意して改造等を行う。
  - ア 屋外排水設備の再利用が可能な場合は、その使用範囲を明確にし、**雨水のみの系統**とする。また、浄化槽への流入・排出管で不要なものは撤去し、それぞれの管口を閉そくする。なお、再使用する排水管の清掃等は浄化槽と同時に行う。
  - イ 浄化槽内部の仕切り板は底部に孔をあけ槽内に流入雨水の流通をよくし、腐敗等を防止する。
  - ウ 既存の揚水ポンプを使用する場合は、雨水排水ポンプとして機能するかどうか検討したうえで使用する。
  - エ 浄化槽本体が強化プラスチック製などの場合は、側方の土圧等により槽本体が浮すことがあるので、利用にあたっては注意する。また、維持管理については、貯留雨水の利用法に合った方法を選択する必要がある。

## 10 便所復旧

便器を設置する場合は、床下を山砂等で埋め戻し、十分に締め固めた後床張コンクリートを打設し、防水モルタルで仕上げるか、床下に松板で床張りを行った後防腐剤を塗布し、防水モルタルで仕上げること。

## 1.1 ディスポーザ（粉砕装置）

厨芥を粉砕して公共下水道に排除する装置（ディスポーザ）の設置については、旧建築基準法第38条に基づく建設大臣認定を受け、又は社団法人日本下水道協会が作成したディスポーザ排水処理システム性能基準（案）に適合する評価を受けた製品に限る。

設置する場合は、計画確認申請書に次の書類を添付し申請する。

### 【一般事項に関する書類】

- ①認定書（写）又は適合評価書（写）
- ②維持管理事業者
- ③排水設備設計図

### 【仕様書】

- ①排水処理槽
- ②算定根拠

### 【維持管理計画に関する書類】

- ①維持管理体制
- ②処理水質基準
- ③点検項目（維持管理、清掃、汚泥処理、水質等）及び頻度

### 【その他】

- ①維持管理業務委託契約書（注1）（写）又は維持管理業務委託契約確約書
- ②使用者承継確約書（注2）

（注1）「維持管理業務委託契約確約書」とは、申請の際に使用者が確定されていない場合に、使用者が確定したときには、改めて維持管理業務委託契約書（写）を提出することを、申請者である建築物に係る開発事業者が町長に確約するものである。

（注2）「使用者承継確約書」とは、使用者がシステムを有する建築物の譲渡等を行う場合に、当該譲渡等を受けた使用者に対し、当該システムの適正な維持管理を行う地位を承継するものである。

## 第4章 その他注意事項について

### 1 散水栓への下水道接続について

菊陽町では分流式下水道を採用しており、雨水混入の恐れがある**散水栓の下水道への接続は、原則として認めていない**。ただし、やむを得ない事情により下水道へ接続する場合は、雨水が入らないよう屋根をつけるなど必要な措置を講じてもらう必要がある。

### 2 屋外に排水設備を設置する場合について

屋外に流し等の排水設備を設置する場合は、**雨水が入らないよう必ず対策（屋根の設置等）をすること**。

### 3 水道メーター（量水器）の増設について

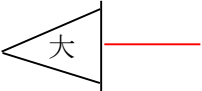
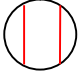
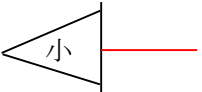
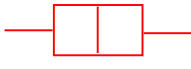
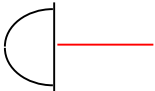

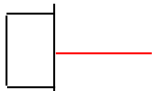

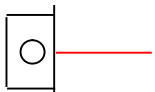
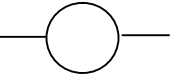
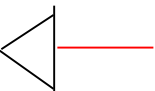
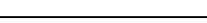
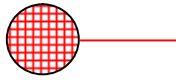

下水道に接続済の家で、新たに水道メーターを分岐したり、増やしたりする場合は、下水道使用料賦課漏れの原因になるので、**必ず下水道課へ連絡すること**。

### 4 私道に排水設備を設置する場合について

**私道内に下水道管を布設する場合は、排水設備として取扱う**ため、排水設備等計画確認申請書を提出すること。

## 第5章 排水設備等工事の設計図記号例について

設計図の記号の例

名 称	記 号	名 称	記 号
大 便 器		掃 除 口	
小 便 器		阻 集 器	
浴 場		インバートマス	
流 し 類		ト ラ ッ プ マ ス	
洗 濯 機		既 設 マ ス	
手 洗 器、洗 面 器		既 設 管	
床 排 水 口		公 共 汚 水 マ ス	

※新設については、赤で記入すること。

設計図の記載数値

種 別	単 位	記 入 数 値	記 載 例
管 路 延 長	m	小数点以下2位まで	7.85
マンホール、マスの寸法	mm		150
管 径 (よび径)	mm		100
管 の こ う 配		小数点以下1位まで	2.0/100
掃 除 口 の 口 径	mm		75
マス、マンホールの深さ	mm		303

## 第6章 排水設備工事指定工事店の反則処分について

指定工事店の違反行為に対し、処分基準を定めています。指定事業者が、菊陽町下水道条例に違反した場合には、「違反行為の反則処分基準」に基づいて指導・処分等の手続きを行うこととなります。

○菊陽町排水設備工事指定工事店審査委員会要綱

別表第1（第2条関係）

違反行為の反則処分基準

違反行為	該当条文	反則点数
(指定工事店の責務)		
1 町長の確認を受けずに着工(重要な変更を含む)	条例第5条 規則第8条(5)	15点/件
2 責任技術者の監理下での設計施工に違反	条例第7条の4(1) 規則第8条(6)	10点/回
3 正当な理由なく、検査に責任技術者の立会いなし	条例第7条の4(4)	5点/回
4 検査員の手直し指示不履行	規則第8条(7)	15点/件
5 正当な理由なく、工事執行を拒否	規則第8条(1)	15点/回
6 名義の貸与又は工事の下請け	規則第8条(3)(4)	15点/回
7 工事の保証義務に違反	規則第8条(8)	15点/回
8 著しく信用を失墜する行為(詐欺、脅迫、一部着手放置、銀行取引停止)		20～100点/回
9 その他審査の対象となる行為(故障等の対応)		5～15点/回
(指定工事店の届出義務)		
1 責任技術者の異動の届出義務違反	条例第7条の8 規則第9条(3)	10点/人
2 会社に関する届出義務違反	条例第7条の8	5点/回
3 上記以外の届出義務違反		5点/回
(責任技術者の責務)※工事店も併せて反則点を課す		
1 設計、施工に不正行為	条例第7条の9(3)	5点/回
2 検査員の手直し指示不履行	規則第8条(7)	10点/件
3 著しく信用を失墜する行為		10～50点/回
4 その他審査の対象となる行為		5～15点/回

(注) 規則とは、菊陽町排水設備工事指定工事店規則をいう。



別表第2（第2条関係）

違反行為の処分基準

反則点数 \ 行為者	指定工事店	責任技術者
20点未満	口頭注意	口頭注意
20点以上35点未満	文書注意(始末書)	文書注意(始末書)
35点以上50点未満	文書警告(始末書)	文書警告(始末書)
50点以上65点未満	1ヶ月の指定停止	1ヶ月の登録停止
65点以上80点未満	3ヶ月の指定停止	3ヶ月の登録停止
80点以上100点未満	6ヶ月の指定停止	6ヶ月の登録停止
100点以上	指定取消	登録取消

備考

- この基準で「一期間」は、毎年度4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、違反行為を行いその後1年を経過しない期間に再び違反行為を行った場合は、前年度分を加算するものとする。  
なお、1年間違反行為を行わなかった場合は、累計点数を消去するものとする。
- 違反行為に対する反則点数は、別表第1のとおりとする。なお、同一期間中に同一の違反を2回以上行った場合は、反則点数を2倍とする。
- 別表第2による処分基準の反則点数は、一期間中の各違反行為の反則点数の累計とする。
- 指定停止及び登録停止期間中に違反行為を行った場合は、直ちに指定及び登録を取消すものとする。

【主な違反行為】

- ・町長の確認を受けずに着工した場合
- ・名義の貸与又は工事の下請けを行った場合
- ・設計、施工に不正行為があった場合
- ・検査員の手直し指示不履行があった場合

(留意点)

事後申請等をするとき**使用料がその間未賦課状態になり、下水道使用料をまとめて請求することになります。**

使用者の負担が大きく、また、排水設備工事指定工事店の皆様も仕事の関係上、不利益を生じる恐れがありますので注意して下さい。

## 第7章 菊陽町下水道事業に係る制度の概要（一部抜粋）

### 1 水洗便所改造資金融資斡旋

概要：水洗化促進及び生活環境の改善のため下水道への接続工事の資金について、金融機関への融資の斡旋を行っています。その融資を受けられた方に対しては、完済後利子の全額を補助します。

要件：供用開始後3年以内で、町税等の滞納をされていない方、弁済能力がある方等※損失補償人1人が必要です。

融資の限度額：500,000円

返済期間：36回以内

その他：申請の際は、排水設備工事の申請と一緒に行っていただきます。

### 2 水洗便所普及促進事業費補助金

概要：水洗化促進及び生活環境改善のため下水道への接続工事の資金について、下水道供用開始後3年以内の高齢者世帯に対し排水設備工事を含めた便所改造工事費を補助します。

要件：改造工事の実施日において満65歳以上の者のみで構成され、かつ、年間総収入額が250万円以下の世帯上記以外で前年の収入に基づく町民税の所得割が非課税となる世帯

### 3 私道内下水道布設

概要：水洗化促進及び生活環境の改善のため共有の私道につきましては、以下の要件を満たしている場合、町が下水道管の布設を行います。

要件：幅員が概ね1.8m以上・延長が10m以上で、公道に面していない家屋が2戸以上ある場合、下水道管の布設後6ヶ月以内に2/3以上の家屋が水洗化すること等。

### 4 下水道使用料

概要：公共下水道及び農業集落排水施設の維持を行うため、下水道を使用される方からその使用水量に応じて下水道使用料を納めていただきます

その他：使用水量については、上水道等で検針した水量になります。

## 5 下水道事業受益者負担金・分担金

概 要：公共下水道の施設は、その利用が下水道を整備される区域内の土地に限られています。そのため、都市計画法第 75 条及び地方自治法 224 条の規定に基づき、その利益を受けられる方に建設費の一部をその土地に対して一度限り負担していただく制度になります。負担金の額は、土地の面積 1 m<sup>2</sup>当たり 340 円を乗じて得た額になります。

負 担 金 額：土地の面積 1 m<sup>2</sup>当たり 340 円

(計算例)

土地の面積 100 m<sup>2</sup> × 340 円 = 34,000 円 (10 円未満切り捨て)